訪問介護自費サービス

きらら浜松ヘルパーセンター

運営規程

第1章総則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人県民厚生会(以下「事業者」という。)が設置経営するきら ら浜松ヘルパーセンター(以下「事業所」という。)が行う介護保険外の訪問介護サービス(以 下「自費サービス」という。)の運営及び利用について、必要事項を定め業務の適正かつ円滑 な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとするとともに、関係市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 2 事業の運営に当たっては、事業所の管理者をはじめとする職員(以下「職員」という。) は、介護保険における要介護状態又は要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。) が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで きるように、利用者の希望に沿った自費サービスを提供することを基本方針とする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 きらら浜松ヘルパーセンター

(利用料)

第4条 利用料は別に定める額とする。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 365日
 - (2) サービス提供時間 24時間
 - (3) 営業時間 午前8時~午後6時

(自費サービスの内容)

- 第6条 提供できる自費サービスの内容は次の通りとする。
 - ① 家事支援 ゴミだし・調理・後片付け・掃除・洗濯・布団干し・庭の手入れ(草むしり)・ 買い物代行等
 - ② 付添介助 散歩・墓参り・病院見舞い・美容院・通院の付き添い等
 - ③ 入退院支援 入院時・退院時の準備や付き添い・入院中の見守り等
 - ④ 見守り支援 ご自宅に伺い様子確認や見守り等

(実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、浜松市中央区(一部除外)とする。

第2章 職員及び職務

(職員の職種、員数)

第8条 事業所に勤務する職員の職種は管理者、サービス提供責任者及び訪問介護員等とし、員数については、管理者は常勤で1名とし、サービス提供責任者及び訪問介護員等については「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」により配置するものとする。

(職務内容)

- 第9条 管理者は、介護サービス業務をはじめ事業所全般に係る業務の管理、職員等の管理を一元的に行う。
 - 2 サービス提供責任者は、それぞれの利用者に適した介護計画を作成し利用者及び家族に対し、その内容について説明しなければならない。また、連携する居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他のサービス事業者、介護保険施設及び病院等との連絡・調整を行う。
 - 3 訪問介護員等は、指定された利用者の居宅において、介護計画に基づいた介護を提供する。

第3章 利用の開始及び中止

(利用の申込み)

第10条 自費サービス利用の希望者とその家族(又は身元保証人)は、利用契約に先立ち、事業所の運営概要、従業員の勤務体制及びその他サービスの選択に必要な重要事項について、文書をもって事業所から十分な説明を受け、利用回数、時間、介護内容及び利用料金について同意の後に利用契約を結び、利用を開始できるものとする。

2 管理者は、正当な理由なく自費サービスの提供を拒否してはならない。

(利用の手続き)

- 第11条 利用者は、利用開始に当たり、次の書類を事業所に提出する。
 - (1) 利用契約書 (押印済みのもの)
 - (2) 重要事項説明書及び個人情報の取扱いに関する同意書(押印済みのもの)
 - (3) 介護保険被保険者証(写し)
 - (4) その他管理者が特に必要と認めた書類

(利用の中止)

第12条 利用者は、利用を中止しようとする時は利用中止の連絡をする。

(利用の取消し)

- 第13条 事業所は、利用者が次の各号に該当するときは、利用を中止することができる。
 - (1) 不正又は偽りの手段によって利用しているとき。
 - (2)正当な理由なく利用料の支払いを滞納したとき。

第4章 サービス提供の基本原則

(サービス提供原則)

- 第14条 自費サービスの提供は、利用者が居宅にあってその有する能力に応じて日常生活を送る ことができるよう、利用者の希望に沿った自費サービスを提供することを基本原則とする。
 - 2. 次の自費サービス提供は禁止する。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等に管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 契約者でない方へのサービス提供

(緊急時対応)

第15条 居宅において介護の提供を行っている時、利用者に病状の急激な変化が生じた場合、 速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行いその指示に従う。また、事業所へ連絡する とともに家族等の緊急連絡先へ連絡して状況の説明をする。

第5章 職員規律

(秘密保持)

- 第16条 職員は、正当な理由なく、就業期間中において、また退職後においても、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 2 自費サービス提供において他のサービス事業者に利用者の情報を提供する際には、利用 者又は家族の同意を得ておかなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第17条 職員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又は家族から求められたと きには、これを提示しなければならない。

(サービス提供の記録記載)

第18条 職員は、自費サービスを提供した際には、利用者の自宅に設置した自費サービス記録用 紙に提供時間、内容を正確に記入し利用者の確認を得るものとする。

第6章 事業者(所)責任

(掲示)

第19条 事業所の見やすい場所に運営規程の概要並びに職員の勤務体制、協力機関及び利用料そ の他サービスの選択に関する重要事項の掲示をしなければばらない。

(広告)

第20条 事業所は、事業の広告について虚偽又は誇大なものであってはならない。

(衛生管理)

第21条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。

(利益供与等の禁止)

第22条 事業所は、職員が居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター又はその従業者に対して金品その他の財産上の利益を供与しないよう管理監督をする。

(苦情処理)

- 第23条 事業所は、苦情処理規程に基づき、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し、当該窓口に苦情受付担当者及び苦情解決責任者を置く。
 - 2 苦情受付担当者は、管理者とし、その職務は次のとおりとする。
 - (1)利用者等からの苦情受付
 - (2) 苦情内容、利用者等からの意向等の確認と記録
 - (3) 苦情内容の苦情及び苦情改善状況を苦情解決責任者へ報告
 - 3 苦情解決責任者は、きらら浜松施設長とし、その職務は次のとおりとする。
 - (1) 苦情申出内容の原因、解決方策の検討
 - (2) 苦情解決のための苦情申出人との話合い
 - (3) 事業者に第三者の立場に立つ第三者委員への苦情解決に向けた報告と相談
 - (4) 苦情原因の改善状況の苦情申出人及び第三者委員への報告
 - (5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、同会からの指導、助言に従って必要な改善を行うこと。

(損害賠償)

- 第24条 事業所は、利用者に対する自費サービスの提供に当たって、賠償すべきと認められる事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
 - 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(会計区分)

第25条 事業所は、自費サービスの会計とその他の事業を区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第26条 事業所は、職員や会計に関する記録を整備しておくものとする。
 - 2 事業所は、事業所における介護提供の記録を完結の日から2年間保存するものとする。

(職員研修)

- 第27条 職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - (1)採用時研修 採用後1か月以内
 - (2)経験に応じた研修 内部研修及び外部研修を適宜実施する。

第7章 利用料の徴収

(利用料の徴収)

- 第28条 利用料の徴収は、月ごとに発行する請求書に基づき、利用者又は家族の指定する口座かの引き落としを原則とする。ただし、利用者の都合により事業者の指定する所定口座に振込みするか、現金によって指定期日までに徴収することもできるものとする。
- 2 前項の費用の額に関わる自費サービスの提供及び徴収方法については、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第8章 利用者規約

(損害賠償)

第29条 利用者が、故意又は重大な過失によって、職員に損害を与えたときには、利用者又は家族(又は身元保証人) はその損害を弁償しなければならない。

(届出)

第30条 利用者又は家族(又は身元保証人)は、利用開始後において身上に関する重要な事項に 変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第31条 事業の提供中に非常災害が発生した場合は、職員は利用者の避難等適切な措置を構ずる。 また、管理者は利用開始に伴い利用者ごとに具体的な対処方法、避難経路及び交通機関や家族 との連携方法を作成し担当職員を教育しなければならない。

第10章 緊急時における対応方法

(緊急時対応)

第32条 緊急事故が発生した場合は、緊急事故対応マニュアルに従って利用者の生命を第一優先 として迅速に行動し、医療機関の協力を得る。

第11章 雜則

(地域社会との連携)

第33条 常に地域社会との連携を深め、利用者が地域の一員として安心してサービスを受け、生き生きした生活が営めるように配慮する。

(改 正)

第34条 この規程を改正・廃止しようとするときは、事業者の理事長の承認を得るものとする。

[その他]

第35条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者の法人本部と管理者が 協議の上で定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年12月1日より施行する。

令和 6年 1月 1日一部改定。